

12. 所有する森林の手続き

森林を所有者していた

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
森林の所有者であった方が亡くなられたときは、所有者変更の手続きが必要です。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 森林の土地の登記事項証明書または登記完了証	農林水産課林業水産係 ☎ 0856-31-0313 FAX 0856-24-0452

13. 所有する文化財の手続き

指定文化財もしくは登録文化財を所有していた

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
文化財の所有者であった方が亡くなられたときは、所有者変更の手続きが必要です。 ※指定物件が土地、建物などで登記されている物件の場合は、法務局での登記完了後、手続きをしてください。 ※郵送手続き可	【国指定・登録文化財の場合】 変更後20日以内 【県・市指定の場合】 すみやかに
	手続き可能な人 新たな所有者
必要なもの	問い合わせ先
【国指定文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届(指定書を添えて) 【国登録有形文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届(登録証の新所有者への引き渡しが必要) 【県・市指定文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届	文化財課 ☎ 0856-31-0623 FAX 0856-24-1380